

学童保育について  
知っておきたい  
20のこと

西宮市学童保育連絡協議会

学童保育について  
**知っておきたい20のこと**

1. 学童保育ってなんだろう	1 頁
2. どこが運営しているの	1 頁
3. 最低基準ってなに？	2 頁
4. 政治との関りってなに？	2 頁
5. 指定管理者ってなに？	3 頁
6. 子ども・子育て新システムってなに？	3 頁
7. なぜ、父母会が必要なの？	4 頁
8. 役員になるのが面倒	4 頁
9. 放課後子ども教室ってなんだろう	5 頁
10. 地域とのかかわりについて	5 頁
11. 指導員は十二をしているの	6 頁
12. 連絡協議会ってなに？	7 頁
13. 連絡協議会に加盟しなきゃならない理由は	7 頁
14. OB・OG役員って十二をしているの	8 頁
15. 「日本の学童ほいく」誌は読んだ方がいいの	8 頁
16. 全国研ってなに？	8 頁
17. 要望書、陳情書、請願書ってなに？	8 頁
18. 困った事があった場合、どうしたらいいの	9 頁
19. 父母会に馴染めないのだけど、どうしたらよいの	9 頁
20. 次世代に学童保育を引き継ぐために	9 頁
あとがき	10 頁

## 1. 学童保育ってなんだろう

なぜ、私達は子どもを「学童保育」に預ける事を決めたのか、その事を思い出してください。学童保育は先輩父母達の「つくり運動」によって、昼間、家庭での保育が難しい子ども達への安全・安心できる「場」を求めて、学童期の子ども達への保育として、「学童保育」が生まれたのです。そう、私達自身の「働く権利」を守るために必要な要求を行なった結果として、現在でも利用できる状況にあるのです。意外とこの点について認識されていない父母が近年、増加しているのが現実で、市町村単位での設置、運営の違いによって、行政が実施する事業として学童保育がある地域では最も顕著に表れています。

「つくり運動」が始まった時代はまだまだ、子育ては母親がするものであり、家庭を裕福にするために育児放棄をするなど地域住民への理解が得られない時代でした。いま、私達は特に地域住民から嫌味を言われることもなく、逆に学童保育に通っていることで暖かく見守ってもらえる面があります。その点、私達は学童保育を維持、発展させてくれた先輩父母達に感謝です。

先に市町村単位での設置、運営の違いと記載しましたが、学童保育は「児童福祉法」での位置付けは第六条であり、第七条での保育所での設置義務と異なり、市町村単位では努力目標となっています。その為、他の市町村に於いてはまだ、学童保育が無い地域も存在します。



学童保育での基本的な本質は私達の「働く権利」を守ることがらが始まりであり、私達の子ども達に対してもしっかりと子育てを行なう為、「安全・安心できる生活の場」としての学童保育を求め、維持、向上させる取り組みを「父母会」と言う小集団の中で行なっているのです。

## 2. どこが運営しているの

全国的な学童保育の運営の方法は大きく四つに分類されます。

- 1) 公設公営 : 市町村によって、施設の設置、運営まで行なわれている
- 2) 公設民営 : 市町村によって、施設の設置をしているが、運営は外郭団体や指定管理者などへ委託している
- 3) 民設民営 : 企業での施設の設置、運営まで行なわれている
- 4) 共同保育 : 父母達によって、施設の確保、指導員の雇用、運営を行なっている

上記の分類は代表的なものであり、地域によっては共同保育でありながら、公的施設の利用が認められている地域や公設公営であっても、校庭外に専用施設が設ける地域があり、把握は難しいと言わざる得ません。私達が利用する学童保育は四つの分類の中でどれに属するのかがはっきりと理解しましょう。



学童保育は厚生労働省の管轄で「放課後留守家庭児童育成事業」として、予算化されています。保育所と同じ管轄省ですが、小学校校庭内の施設だと言う理由で市町村によっては、教育委員会が管理、運営している地域もあります。

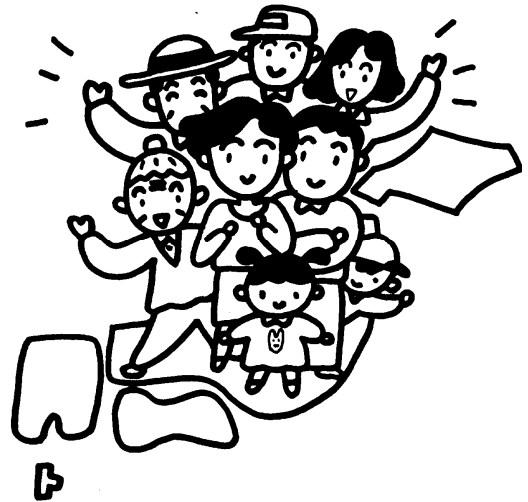
大半の地域では市町村での福祉を担当する部署によって管理されています。

### 3. 最低基準ってなに？

保育所に於いては、児童福祉法第七条によって、義務付けられ、施設での設置基準や運営について、明記されています。また、保育指針によって、地域格差を出さない様になっています。学童保育では児童福祉法第七条の為、市町村独自での条例で行なわれており、共同保育に於いては市町村での条例に近い基準を維持させる為に努力されていますが、市町村からの補助金が出ない地域に於いては、学童保育を維持させる事を優先せざる得ない為、厳しい環境での保育となってしまう場合もあります。

最低基準は施設での定員を決める際の基準(子ども一人当たり何㎡が必要)であったり、運営する企業への必要最低限の基準を設け、安易な企業参入を阻む役割を担っています。これらは子ども達の「安全・安心」を確保する為に必要最低限の決りごととして、保育所は国が策定し、学童保育では市町村での独自基準を設けるなどして国や市町村が責任を担う形を作り上げています。

最低基準に対しては、全国学童保育連絡協議会を中心に全国の学童保育に関する仲間からの要望として、地域格差が出ない、最低基準の明記を求める活動を行っています。但し、これらの要求活動とは反する行動となってしまうのですが、待機児を無くす運動を行っており、待機児を出さないことは子ども一人当たりの保育スペースが小さくなってしまいます。この事は同じ仕事を持つ親として、同じ仲間を助ける取り組みであり、保育所や学童保育に希望する世帯への全員入所が行なわれた後は第二、第三と保育所の拡充や学童保育での施設の施設の新設を求める活動へと繋いでいく必要があります。「つくり運動」から保育所や学童保育を現在の私達が利用できる制度として、築きあげてくれた先輩父母達からの財産を今後の若い世代へと引き継ぐために託された願いでもあるのです。



### 4. 政治とのかかわりってなに？

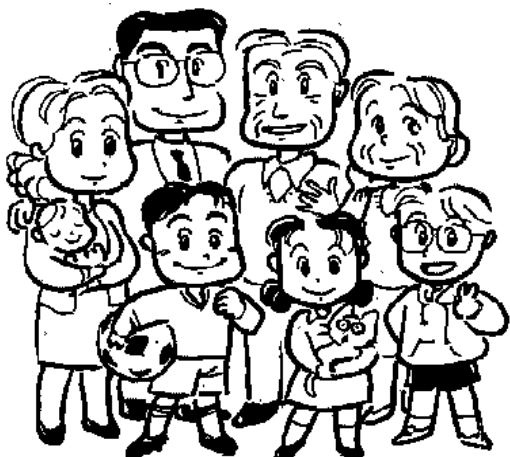
意外と関心が持てない政治での話しですが、しっかりと状況を把握しなければ私達の生活に直接影響がでます。そもそも保育所や学童保育は厚生労働省管轄で国での予算を確保し、都道府県や市町村へ補助金として交付されます。その中から保育所と学童保育への運営費の一部となって、私達の保育料や育成料(施設利用料)へと直接、影響し、最悪の場合は施設維持できない状況にまで追いやられる可能性を秘めています。これらは私達が求める「働く権利」を脅かす事になり、少子化問題をより加速させる原因にもなっています。少子化問題では国を支える労働者不足を生み、老後の生活の糧となる年金支給にも大きく影響します。

政治のことまで気が回らないでは自身の老後の生活について、後になって後悔する結果を招くのです。私達がしっかりと働ける環境作りは子ども達の「安全・安心」に結果的に繋がる大切な意味を持ち、私達の生活は政治と大きく関わっていることを意味しており、しっかりと理解する必要があります。

いま、私達の保育所や学童保育にどのような状況が迫っているのかをご存知でしょうか。既に国の財政は破綻した状況であり、本来、無料で行なわれていた福祉事業は受益者負担を求められ、一定の利用料を支払うことが今では当たり前になっています。これらは本来、市町村で管理運営すべき福祉施設に於いて、外郭団体意外に一般企業への運営・管理を安易に行なえる様に国からの制度改革が進められ、多くの市町村で「指定管理者制度」の導入を許してしまっています。

この制度に於いては従来、年間数千万の運営・管理費が必要であるにも関わらず、大幅な経費削減を目的として、安易な制度利用が進められており、指定管理者は利益を生み出すために人件費削減で乗り切ります。当然、削減される人件費は保育所や学童保育に於いては専門性を必要とされる保育士や指導員への影響が大きくなり、強いては子ども達の「安全・安心」の保育にも大きな影響が表れるのです。その結果、私達の労働にも影響があり、正規雇用からパートや派遣などへの転職をせざる得ない状況を生み出してしまっているのです。

## 5. 指定管理者ってなに？



指定管理者は指定管理者制度に基づいて、市町村行政から一般企業へそれぞれの施設運営、管理を任せられた企業を指します。殆どの市町村に於いては経費削減の施策して利用しているのが実態で、4. 政治とのかかわりでも少し触れましたが、私達の保育所や学童保育に於いて、一番の要である保育士や指導員への勤務体系の変化や研修などによって、保育に大きな影響がでます。保育士や指導員自身の雇用も非常に厳しいものとなり、自身の生活にも影響がでます。この事は保育士や指導員としての仕事を続ける事が困難を招き、利用者である私達と同じ保育士、指導員に見て貰いたいと願いが困難になってしまいます。

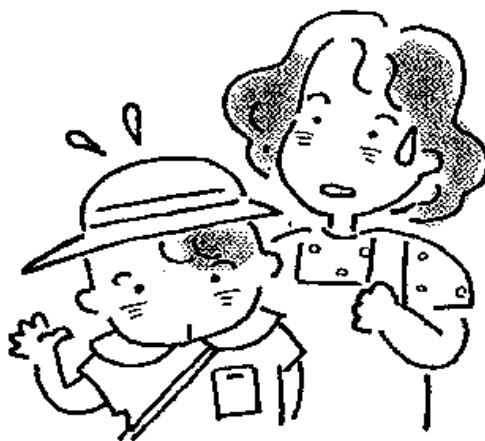
私達は指定管理者である企業の保育内容について、危惧しているのではなく、保育の質の低下を招かないか、同じ保育士、指導員に見てもらいたいと願うだけなのです。既に指定管理者として運営、管理する企業が変わってしまった保育所や学童保育では全く、引継ぎもなされず、年間を通じた子ども達一人ひとりの保育計画もゼロからのスタートとなり、混乱を招いています。平成22年12月28日に異例とも言える通知が指定管理者制度を管理する総務省より、安易な経費削減の一環として利用しない旨が伝えられました。今後の指定管理者制度への取り扱いが大きく変わる可能性もあり、今後も動向を見守る必要がありますが、現在、指定管理者制度以上のとんでもない制度改革が内閣府で検討されています。

## 6. 子ども・子育て新システムってなに？

子ども・子育て新システムは平成22年6月から各種メディアで大きく取上げられているので一度は耳にした方々が多いのではないのでしょうか。この制度の簡単な概要は下記の通りです。

- 1) 幼稚園・保育所を一体化し、従来の管轄であった文部科学省、厚生労働省から分離して、家庭省(仮称)を新設し、少子化問題の解消、日本経済の活性の起爆剤として、一般企業参入を認め多様化するニーズに応えるべく、サービスの多様化を進める
- 2) 必要な保育は市町村での「認定」を受ける事で個人で企業との契約で利用する制度となる
- 3) 待機児童の解消

それぞれ求める保育が得られると思われていても実質的には「保育認定」を受ける必要があり、待機児解消の目的に於いては「認定」しなければ今後は待機児は解消されたと報告され、従来の市町村での「公的責任」と言う部分に於いては自己責任として転化されます。指定管理者制度に於いての一定の企業参入の規制も緩和され、本来の保育内容の質的低下を補う保育内容はオプションと化し、益々、利用者への負担を強いることに変化します。財界での思惑は国からの補助金であり、女性の労働によって、生活が豊かになり、企業参入で雇用促進がなされ日本経済が活性化すると謳い文句を並べているが、現在は労働者派遣法の乱用では雇用促進などされる訳などはないのです。



待機児に関して、問題視されるのは保育所の利用が出来ない点であるが、幼稚園と保育所の一体化によって、従来、幼稚園に通える予定だった世帯の子ども達の中からも潜在的待機児が現れることでの保育格差やニーズによる保育格差など、国が策定するサービス基準は現在の保育内容にも満たない状態になり、オプション料金として企業への直接的な資金として、搾取される事態を招くのである。

## 7. なぜ、父母会が必要なのか？

保育所に於ける父母会は制度化が進んでいる分、特に問題がない限り、子ども達と一緒に楽しむ父母会行事についての活動が中心になっていると思われるが、学童保育は曖昧な制度のために、残念ではあるが、親子で楽しむ行儀意外に制度の拡充や施設への改善要求など市民活動がどうしても行なわねばならない点がある。しかし、現在の社会情勢に於いて、労働条件の大きな変化の中、如何に生活をするか、どの様に子育てをしていくのかと目の前の問題に対して、とても余裕が持てる状況ではないのが現状である。その為、父母会活動への参加は非常に煩わしいものとなり、疎遠になってしまっているが、ひとりで悩まず、問題を如何にして解消させるかなどの同じ働きながら育児をする仲間として、相互に助け合う役割が「父母会」にあるのです。

既に保育所や学童保育に於いては、「働く権利」が根底にあり、子ども達の「保育」に関する政治的な環境を蔑ろにすることが自身への労働条件の悪化を促すことに繋がることについてふれましたが、「父母会」での活動に参加することで改めて、労働についての認識、育児に関しての疑問など多くの問題への解決の糸口へと繋がっています。

仕事上での上司部下の関係ではなく、年令の上下関係などない「父母会」で本来の自身が求めている生活について、また、退職後での地域で生きていく術をえられる貴重な小集団としての役目があることに気づいて頂ければ幸いです。

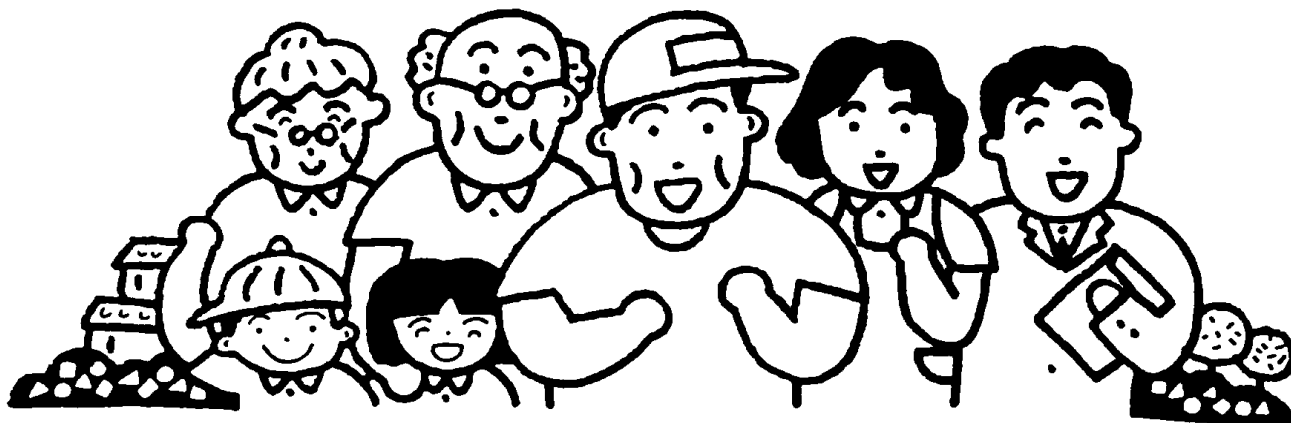


## 8. 役員になるのが面倒

父母会に於いて、更に面倒だと思われるのは「役員になる」と言うことである。しかし、父母会の運営を行なうにあたり、どうしても必要な役目である。これらの根本的な取り組みに於いての一番の原因は新役員になった場合に何のフォローもない状態で毎年の様にゼロからのスタートとなってしまう点が挙げられる。その様な積み重ねが「役員は大変だ！」となってしまう、役員へのなり手の無い状態が続くのである。

役員はあくまでも父母会での世話役であり、基本的にはその父母会に於いては全員が役員だと言う意識と前役員メンバが新役員へのフォローが出来る体制を確立させないでいることが最も問題視しなければならないのである。

実際には父母会全体の運営についてどの様に行なうかを役員会などで事前に打合せをする必要もあり、父母会への拘束時間は他の父母に比べて長くなってしまふ。しかし、何事も活動している時点での苦勞は感じてしまふが、目的を達成したり、役員としての任期を終了した後になって、役員を経験してよかったと感じるのである。父母会での役員の経験は無駄にはならず、仕事や今後の生活する中で行政の仕組みが理解でき、十分に自身に取って、有益な財産を得ることができるのである。これらのことは連絡協議会に於いても同様である。



## 9. 放課後子ども教室ってなんだろう

もう10年以上前から「放課後フランチ」「トワイライトスクール」「放課後いきいき教室」などと呼ばれ、実態は文部科学省が提唱する「放課後での遊びの場」を提供する事業である。この事業の大きな特徴は学校の施設を利用する点にあり、教室や校庭を無料開放するのである。学童保育も当初は無料であったのだが、一部の利用者への利益提供ではと言う議論があり、利益者負担と言う考え方が導入されてしまったのである。

この文部科学省が提唱する事業は「放課後子ども教室」として、一部、大都市での導入が先行した形で導入された。導入に際して、学童保育を廃止して全児童への対策事業として、鳴り物入りで行なわれたのであるが、仕事を持つ親の世帯にとっては「安全・安心」「保育」としての機能を有しないこの事業を見切り、新たに共同保育としての学童保育を始めるところが増えた。

全児童を対象とするが、保育としての機能がなく、また、子ども達の自主性に任せる点、事故などでの対処はボランティアの監視員の力量と判断に任せられるため、責任の所在が明確になっていない点が一番の危惧するところである。

とは言ってもそもそも市町村での学童保育が実施されていない地域では少しでも子ども達にとって安全な学校で遊べる点は評価に値するが、行政的に学童保育以上に経費が計上されている事業の不透明な点は納得が出来ない点でもある。これは文部科学省から学校施設を無償で提供し、監視員として、学校PTAや地域のシルバー人材などのボランティアによって行なうとしていたが、やはり、事故や事件に巻き込まれてしまった際の責任が負えない点が問題になったのである。

平成22年6月からの幼稚園と保育所の一体化同様に学童保育の事業である「留守家庭児童育成事業」と「放課後子ども教室」が一体化される方向にある。これらは全く異なった目的で文部科学省管轄と厚生労働省管轄の事業を「家庭省(仮称)」で行なうもので、幼稚園や保育所と同じ様に「認定」を受けて初めて利用出来るものとなる。内閣府に於いて、検討会チームの活動が顕著で学童保育に於いては明確な制度化になっていない点、検討が難しく机上での「兎に角、一体化を」と言う無謀な方向性だけが提示されている。只、最終的なまとめだけを見ると学童保育をもっと明確な事業として位置付けて、見た目だけでは良い方向性に向かう印象を受けてしまうが、幼稚園と保育所の一体化と同様に子どもを「商品」と化した業種に組み込まれてしまう点と待機児童の把握が出来なくなり、市町村での状況把握が出来ない仕組みへと変化することには変わりない。これから最も動向を注目して、全国的な反対活動が必須になっていくことには違いない。

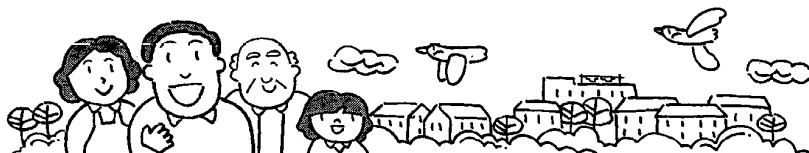
## 10. 地域とのかかわりについて

学童保育での黎明期となった「つくり運動」時代は地域の理解が得られない中、先輩父母達の奮闘があり、現在の学童保育があることを簡単に記載した。どうしても学童保育にとっては地域と共に子育てをすると言う考え方が先輩父母達の想いと共に少なからず現在も尚、いきづいている。しかし、この事は現在の父母がもっとも不得意とすることであり、「仕事が忙しい」と言う理由で逃げてしまいがちである。

学童保育に於いては現在も尚、地域に根付く活動であり、昼間、父母が居ない代わりに子ども達の生活を見守ってもらえている利点を活かせる点が大きい。多少のイザコザがあったとしても、親として、責任を持って育児にも専念している点をアピールすることでより一層、地域からの支援の手が指し伸ばされるのである。学童保育での指導員の目と地域の方々の多くの目の中で子ども達は元気に放課後を過ごすことが始めて出来ると言っても過言ではない。

また、地域との交流は私達自身の退職後の糧となり、地域に根ざした生活に深みを持たせることが可能となる。これらは父母会での活動と同じであり、決してマイナスになることはない。

7. 父母会の中では記載していないが、日頃私達が生活をしている中でのゴミ出しは町内会と言う地域での小集団があり、その中でゴミステーションを決めて、行政での清掃業務で回収をしてもらえているのである。この様に私達は地域とのかかわりは切っても切れない中で生活をしている。





## 11. 指導員は十二をしているの

さて、学童保育に欠かせない人材として、指導員がいます。指導員は私達が昼間、仕事をしている間、年間を通じてた保育計画に基づき、保育を実践しています。やはり指導員に関しても「つくり運動」の時代から遡り、伝えねばなりません。

学童保育での「つくり運動」に於いては共同保育と言うこともあり、私達、父母で指導員を探し、父母会として、指導員を雇用する必要がありました。当時は指導員とはいったい、どのような仕事をしなければならないのかも判らず、手探りで子ども達の保育をせねばなりませんでした。唯一、手本となるのは保育士ですが、幼児期の子どもとは異なり、学童期の子ども達の行動範囲は広がります。その様な中で父母達の子育てと連携しながら共に子育てと保育について議論をしながら保育内容を確認し、指導員は日夜奮闘するのです。この点では指導員も保育士同様に専門性を必要とする大切な職種であり、私達同様に「仕事を持ちながら子育てをする親」なのです。

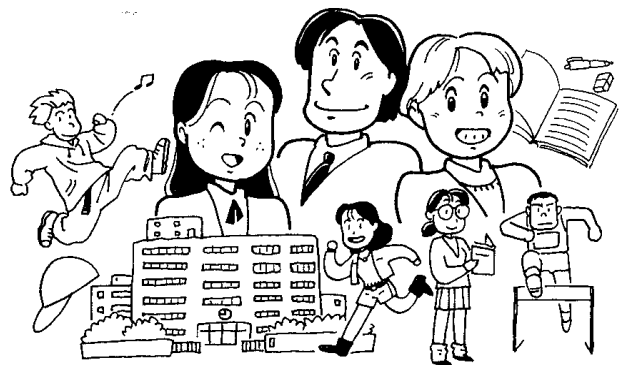
現在、学童保育は「児童福祉法」第六条での記述で「概ね10歳」とされており、多くの市町村では小学3年生までの保育となっています。（しょうがいを持つ子どもには6年生までとするところもあり）たった3年間と言う短い期間での子ども達一人ひとりに対しての保育計画を立て、集団としての生活についてもしっかりと身につけさせる大きな役割を持っています。

基本的には子ども達の自主性を重視していますが、保育計画に沿って上手に子ども達を指導して集団としての運動や昔ながらの遊びを教えています。この数年では父母からの強い要請で学校の宿題をさせる学童保育もある様ですが、「保育」と言う立場をしっかりと押さえています。

地域によって学童保育の運営形態が様々に変化していますが、市町村で学童保育を事業として行なっている地域では指導員と父母との絆が希薄になっている場面が見受けられます。私達は学童保育を利用することで安心して仕事を行なえる状況を確認していますが、行政が行なう事業となった地域では行政のサービスを買って利用していると言う意識が強く、指導員に対してはサービス提供側の人間としか見ない傾向が高まっています。「つくり運動」時代と同じ様に指導員は私達と同じ、仕事を持ちながら子育てをしている仲間であることに変化はありません。私達自身が行政サービスだからと勝手な思い込みと同時に買ったサービスへの内容に不平不満をぶつける相手として見てしまう傾向が高まっています。

私達は短い3年間であっても、やはり同じ指導員に保育計画に沿った保育をして貰いたいと願っている筈です。小学校での進級の度にクラス変えを行ない担任が代わる教育ではなく、「保育」を望んでいたのではないのでしょうか。

今も昔も指導員と父母の関係は同じ子育てをする仲間であることを改めて認識することが重要です。そして、どの様に子育てをすれば良いのか共に悩み、協力することで前進できるのです。今では指導員自身が専門性を高める為に指導員同士で自主的な専門性について検討する組織を立ち上げ、全国的な活動を行なっています。



しかし、市町村で指定管理者制度で学童保育を実施しているところでは指導員への研修もままならぬ事態を招いており、指導員と言う業種を考えると決して恵まれた環境での仕事ができないことが非常に多くの地域で発生しています。連絡協議会を通じて、父母会へは「指導員の雇用を守ることも大切である」と訴えています。それらは学童保育に取って最も重要なポジションにいる指導員が居ることが大切であり、子ども達が毎日、たのしく学童保育に通って貰わねば、私達の仕事にも影響が出ることが確実であるからです。

指導員は単に子ども達と遊んでいるだけではなく、非常に私達に取って大切な保育を行なってもらえる重要な人材なのです。平日に仕事が休みになった時には是非、学童保育へ顔を出してください。指導員達の仕事は私達以上の重労働であることが直ぐに理解できると思います。そして、一日でも長く、同じ指導員に保育してもらおう為にも指導員の雇用について、父母会の中で話し合ってい頂ければ幸いです。



## 12. 連絡協議会ってなに？

連絡協議会は市町村単位で俗に「〇〇市連協」「〇〇学保連」「〇〇父母連絡会」など様々な呼称で呼ばれています。また、都道府県単位では「〇〇県連」「〇〇協議会」などとなり、「全国連協」として、全国学童保育連絡協議会があります。これらは学童保育に於ける父母会独自の取り組みではどうしても解決できないことを市町村単位での大きな声として、行政に届けたいと各父母会の総意で組織された団体です。

### 1) 市町村での連絡協議会

それぞれの地域での諸問題を中心に解決に向けて全市的な取り組み支援を行うなど、父母会と連携した取り組みを行なう団体である。市町村によって異なる学童保育の運営方式の為、行政への要望(基本的に来年度に向けた要望書)を提出し改善を求め、行事(運動会や独自の研究集会)などを行なって地域の枠を超えた父母会の横の繋がりや学童保育についての学習の場を開催する。

父母会での役員と定期的な会議を開き、都道府県や国としての行政の動向について、現状を伝え、現状によっては他市町村連協や都道府県連協、全国連協との合同での署名活動などを行う。各父母会に於いて、行政への単位学童保育に対する改善を市町村議会へ陳情書、請願書として、提出する際の支援も行なう。

事務局メンバとしては、現役父母を含め、学童保育に関わったOB、OG役員がフォローする形で運営を支援し、諸問題に於けるアドバイスを行なっている。

### 2) 都道府県での連絡協議会

市町村連協とは異なり、都道府県行政に対する改善要求を行なう事が中心となり、全国連協と連携を行なう為定期的に全国連協への会議にも参加し、国としての動向について確認を行なう。

市町村連協同様に専従者としての連協事務員を置かないところが多く、学童保育に関わったOB、OG役員や指導員が中心に事務局メンバとして在籍している。

### 3) 全国での連絡協議会

全国学童保育連絡協議会として、東京都に事務所を構えて学童保育の制度化や改善要求を行なっている。「日本の学童ほいく誌」を唯一の機関誌として発行し、全国学童保育研究集会を毎年、10月末頃での開催をしている。研究集会については毎年、開催地を変えて、都道府県連協が中心となり開催し、学童保育に関わる多くの仲間が一堂に会する一大イベントである。

事務局メンバには専従者を置き、全国からの問合せに対応できる体制を確保している。多様化している学童保育に対して、事務局の中心メンバは関東地域でのOB、OG役員が多く、どこまで対応が可能となるのか不明ではあるが、全国の学童保育に関する情報が集まっている。

## 13. 連絡協議会に加盟しなきゃならない理由は

学童保育としては曖昧な制度化の為、いつ無くなってもおかしくはない事業であり、父母会からの改善要求などは中々、受入れられない難しい面があります。また、議会への陳情書、請願書などはどの様に行なえばよいかなど、困ってしまうところもあり、連絡協議会として、アドバイスを受けながら取り組むのが父母会としての負担軽減にも繋がります。

行政に対する交渉を「団体交渉権」を持って、話を行うことができます。学童保育は労働者としての権利を求め、子ども達の「安全・安心」を願って作られました。憲法で保障された団体交渉権は、単位父母会では一部地域での話しとなってしまうことも、全市的な交渉として、行政側も無視できないものとなる。

市連協行事では交流と言う事がキーワードとなるが、父母同士の交流は勿論のことであるが、学童期の子供達に取っても大きな意味があり、対人コミュニケーションへと動機づける基本的な感情刺激であり、肯定・賞賛・承認といった「心のふれあい」を促進させると言われる。学童に於ける交流の場を唯一提供できる団体です。

市町村連協に於いては現役父母が事務局へ参加することで、実態に沿った事務局運営も可能と考えられ、その時々父母達の活動がし易い取り組みを事務局からの提案として提起できる。市町村連協への加盟は父母会としてのある種の保険的な機能がある。

## 14. OB・OG役員って十二をしているの

前頁での連絡協議会への加盟の内容でも一部、触れましたが、事務局メンバにはOB、OG役員がいます。OB、OG役員もまだまだ子育て真っ最中の方々もいますが、現役父母達とは違い、ある程度、子育てから手離れした方々も居て、現役世代の父母の方々よりも多少は活動がし易い状況である点を活かし、フォローを行なうことをしています。

過去の経験からの助言は父母会での活動や取り組みにも役立つものであり、学童保育に於いては非常に貴重な人材であると言えます。但し、OB、OG役員達も仕事を持ちながらの活動を続けている為、時間的制約は皆さんと同じであることは言うまでもありません。

## 15. 「日本の学童ほいく」誌は読んだ方がいいの

「日本の学童ほいく」誌は唯一の学童保育の機関誌であり、行政の動向や指導員の実践報告、父母達からの奮闘記があったりと学童保育に関わる方々の多岐に渡った情報が満載です。最近ではこのほいく誌を利用して、父母会で読み合わせをするなどして、父母同士の交流の基本的な役割を持たせる教材的な活用を行っているところが増えていきます。毎号での特集記事では著名な方々から学童保育に関する記事があったりと非常に内容の濃い本になっています。

全国的にも定期購読をする世帯も増え、学童保育に関してだけでなく、子育てのノウハウ本的な位置付けに成りつつあります。是非、定期購読をして頂いて、父母会活動の大切さや自身の子育てに関してのヒントを得る為の情報源として活用して頂ければと思います。

## 16. 全国研ってなに？

全国学童保育研究集会です。これは全国連協が主催し、毎年10月末頃に開催されます。開催地は都道府県連協との協議の中で決めます。全国の学童保育に関わる仲間が一堂に会し地域毎の問題について議論したり、行政での制度の仕組みについての説明があったりと約二日間を掛けて研究集会が開催されます。初日は基調講演として、様々な方々を呼んでの講演からはじまり、二日目の分科会では参加する方々の興味がある分科会へ参加して、全国の仲間との交流が行なわれます。学童保育に関わる方々は是非一度、参加してもらいたい一大イベントです。

因みに保育所では「全国保育団体合同研究集会(合研)」があり、全国研同様に全国からの保育所関係の方々のイベントがあります。

## 17. 要望書、陳情書、請願書ってなに？

私達、日本国民には日本国憲法第16条に定められた「請願法」によって認められており、誰でもその権利の執行が行なえます。請願に関しては、住所・氏名を記載した文書によってなされるべきことを記述し、請願に対しては関係機関に対して誠実に処理する義務を負わせているほか、請願を行ったことによって請願者が差別待遇を受けることがないことを規定しています。

私達の最も身近な関係機関としては市町村への請願書提出となりますが、それぞれの議会宛で請願書を作成することとなります。この請願書には紹介議員が必要となり、請願書を議会事務局に提出する前には筆頭紹介議員を探す為に会派巡りをする必要があります。提出された請願書はそれぞれの管轄部署毎に小委員会(常任委員会)などで審議され、採択の有無を議員が議論して決定します。

請願内容について採択がなされた場合は市町村へ議会からの強い要望事項となり、必ずしも市町村が実施する義務はありませんが、市町村は議会からの要望事項へは実施できる様に前向きに取り組んでいます。請願書で採択された事項が善処、改善されるのです。

請願書には筆頭紹介議員が必要ですが、これには非常に大きな労力が掛かります。請願書をお手軽にした陳情書と言う方法もあります。陳情書では筆頭紹介議員は不要となりますが、議員の議論する小委員会(常任委員会)に於いて、議員が代弁しての請願理由を述べることがなく、議会事務職員が陳情理由を述べるに留まります。しかし、採択されてしまえば、請願書と同等の効力を持ちます。また、要望書は市町村長や管轄部署への要求を出すことで改善を求めるに留まります。その為、管轄部署との懇談を行なうなどして、要求実現に向けた取り組みが必要となります。

## 18. 困った事があった場合、どうしたらいいの

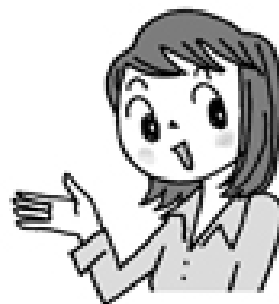
諸問題についてはまずは父母会でどの様に対処すべきなのかを十分に検討することが大切です。ひとりでは決して悩まず、多くの方々との問題の共有が様々なアイデアと共に解決への第一歩となるのです。どうしても話が複雑になってしまうとか、行政に対する改善を求める必要が生じる場合などは連絡協議会へ一報を入れて、アドバイスを受けるのも大事です。

保育に関する事項に於いても父母会で先ず検討し、指導員との話し合いを行なう事も重要です。よく安易に行政へ連絡をされる場合も見かけますが、指定管理者制度を導入している市町村に於いては、業務を託しているとして余り関与しないこともあり、最悪の場合は問題事項に対する行為を禁止させるなどして、子ども達に対する保育の内容に制限が掛けられてしまう恐れもあります。この様にクレームとして訴えれば済む問題にはならない為、慎重に行動する必要があります。穏便に済ませる問題と絶対に済ませない問題を切り分けることも重要なポイントになると考えます。

## 19. 父母会に馴染めないのだけど、どうしたらよいの

自主的な市民活動としての父母会ではありますが、どうしても馴染めないと言われる方がいます。馴染めない原因としては様々なことが挙げられますが、個人的に話をすれば皆、それぞれの思いを持っていることが判ります。大勢の方々の前での発言がどうも苦手と言うのが現状でしょう。また、父母会に出席するのは母親が大半であり、少数の父親は中々、家庭での育児に対しての時間が短いと言う統計的な実態でもある様に父親が父母会へ参加しても「何を言えばよいのか」と困っているのが本音でしょう。この様なの方々にとっては周りの方々からちょっとした手を差し伸べてあげることが大切であり、父母会での発言に於いては「間違ったことを言わないかな」と心配されていることを気にせず何でも思いつくままに話してください。子ども達は学童保育で頑張っているのですから、私達も親として少しずつ前進できる様に子ども達の為に一歩前へ踏み出してみましよう。

父母会において他の方々、特に父母会の議事を進行しているの方々にはひとりでも多くの方が発言できるようにして頂きたい点と発言者が議事に沿っていない話をされた場合などのフォローをしっかりとお願い致します。



## 20. 次世代に学童保育を引き継ぐために

私達が今、学童保育を利用できるのも「つくり運動」で先輩父母達の取り組みがあったからです。そして私達はこの学童保育を次世代の父母達へ引き継ぐ為に伝えることを一番に行わなければなりません。連絡協議会に於いても様々な資料となるものを電子化して次世代の父母達に引き継ぐ為に準備も行なっています。この冊子に関しても幅広く利用できるものであって欲しいと思っています。

さて、父母会に於いてはどの様に次世代への学童保育を引き継ぐことが出来るのでしょうか。それは学童保育に対する成り立ちから説明し、父母会と言う団体の存在意義を自分達の言葉で伝えることが大切です。また、それぞれの父母会での行事などをどの様に行なっているのかの記録や連絡協議会での総会議案書なども参考にして伝えるのが一番、簡単な方法なのかも知れません。

私達が利用できた学童保育は仕事と子育ての両立を叶えるひとつの手段です。今後、様々な行政からの施策についてはその都度、私達の目で確認し、本当に望むべき施策であるのか、また、私達が望む「働く権利」や子ども達に取って「安全・安心」出来るものであるかを知る為にも、私達自身が今の学童保育についてしっかりと学ぶ必要があります。



## あとがき

私達はいったい何を求め、学童保育に我が子を預ける必要があったのか、何を学童保育に求めているのだろうか。

学童保育は一人ひとりのニーズに応えようとするとは様々な運営形態の中では数多くの答えが出てくる摩訶不思議な世界である。何か正解であり、どの様な方法が適しているのかが全く見えない世界である。一番の問題としては制度化されたとしながらも義務化されていない事業であり、市町村での都合に合わせた規制の中で私達はもがき、改善、維持させることをやらねばならないことである。中途半端な事業であることは公にはされていない為、学童保育を始めて利用したいと願う世帯の方々にとっては、市町村が行なっているから「安心」と思うだけで利用を行なっているに過ぎず、実態を知ってから愕然とするのである。

この冊子は「学童保育のてびき」の前の段階で学童保育に始めて関わりを持つ方々へ簡単に何か説明できないものはないのだろうかと考えた挙句に勢いで作成したものである。ここでの内容が全て、学童保育に当てはまるかはそれぞれの市町村に於ける事業実態に於いて異なってしまうのだと感じてはいるのだが、根底にある基本的な点だけは抑えておきたいと思い作成しました。

多分、学童保育に関る多くの方々にとって、学童保育とは十二？って答えを明確に出せる者は居ないと思う。当方もひとり娘をたった3年間、学童保育に通わせただけで本質的な問題や学童保育の本当の価値を見出せていないと思う。しかし、あえてこの様な冊子を作成するのは学童保育に関る方々に考えて欲しいと願う点があるからです。

- 1) 父母として、学童保育に関り十二に目を向けているのか
- 2) 父母会として、どの様な存在価値を示し、継続させねばならぬのか
- 3) 都道府県連協、市町村連協として、十二を目的とし、何処を目指すのか
- 4) 全国連協として、存在価値は何処にあり、全国の父母への意義を示せるのか

学童保育に関っている現役世代の父母達は十二を求めているのだろうか、何処に目を向けているのだろうか。私達の生活は学童保育が全てではありません。やはり、家庭を守る為に労働に励む必要があり、子育てを責任を持って行なう必要があるのです。それを考えると学童保育に構って居る時間など無いのです。

しかし、家族を守る、子育てに責任を持つといっても、生活を維持させる為には労働が不可欠です。そうすると労働時間中での子育てはできないし、子どもが安全で安心できる場所に居てもらわねばなりません。その為の選択肢として学童保育を選んだのに過ぎず、父母会活動などとの関りを自ら買って出た訳でもない。しかし、人として成長する過程に於いては集団活動は決して無視できるものではないのです。そして、学童保育での我が子がたった一人であった場合では全く意味をなさないものとなります。我が子が安全で安心できる場に居ないのであれば、私達は労働を放棄して子育てに専念しなければいけません。こうすると矛盾した事項に突き当たる。家族を守りたいが仕事ができなくなる。仕事をして、我が子を学童保育に預けるとなると父母会がある。ではなぜ父母会が存在するのだろうか。

父母会では仕事を持つ子育ての仲間として、協力して助け合っに行こうとする集団である。ではなぜ、父母会が必要なのだろうか。それは制度として、曖昧な学童保育である為、いつ学童保育が無くなってしまうかと不安なのである。また、折角集まった仲間であればコミュニケーションを取らねばその存在価値はなく、父母会としての意味が無くなってしまう。父母会での活動は子育ての一環として、受入ざるを得ないのである。父母会は父母会として、様々な情報を共有し、互いの問題について解決に向けての協力をせねばならず、父母会運営の為には形式的であれ、役員を決めて、維持させなければならなくなってしまう。仕事をして家庭を守り、子育てをしなきゃならない上に父母会役員までこなさねばならない。父母会では我が子だけの問題ではなく、子ども達全員の事を考える必要があるが、結果的にこのことは我が子への安全で安心できる場所を確保することに繋がり、間接的であれ、子育てを行なうこととなるのである。役員とは形式的なものである為、基本的には全員が役員へのフォローをしながら、一人ひとりが役員なのだと言う意識を持たねば父母会活動は機能しないと考える。しかし、ここで市町村に於いてしまう程の問題が発生した場合はどうすればよいのだろうか。

連絡協議会は地域によって都道府県でしかない場合や市町村だけしかないなどこれまた様々である。どうして都道府県連協や市町村連協が必要なのだろうか。これらは父母会と言う単位だけではどうしても取り組めない活動が発生する為、存在は不可欠なものなのであるが、都道府県単位での連絡協議会はもはや子育ての域を超えて、学童保育そのものの存続や質的向上を目的とした活動になってしまうのである。これらの点に於いては子育てについて、卒業したOB、OG役員が中心となってしまうので、子育てとしての間接的な部分も希薄になってしまっても仕方がないのかも知れない。しかし、市町村連協に於いては父母会での総意によって組織されている点では最も身近で間接的な子育てに関わる部分である。その為に現役父母としての参加がなければ父母としてのニーズを把握できず、父母会、強いては父母達の目指す目的とか什離れた無駄な活動を余儀なくされてしまう結果を招いてしまう。市町村連協に於いては地域父母会へのフォローを中心に活動しつつ、都道府県連協からの全国連協が発信する情報にも目や耳を傾ける必要になり、しっかりとした組織作りが求められるのである。

全国連協は国への制度化への更なる向上や地方自治への補助金などの予算を増額させるなどの取り組みを行なって、間接的な都道府県連協や市町村連協への支援を行う事が中心になり、学童保育での中心的な役割を果たす、指導員への支援を行うのである。また、地域父母への学童保育についての学習の場として、大規模な研究集会を開催したり、機関誌としての「日本の学童ほいく」誌の発行を行い、現役父母達への支援を行うことをしているのである。しかし、全国での様々な形態での学童保育の為、一環した方法では対処しきれない場合がある点と現役父母達が役員として中々参加できない現状もあり、地域父母会との温度差は簡単には消せない部分がある。その様な面に関しては都道府県連協が仲介する形で支援し、市町村連協へと地域に必要な情報を伝える役割を担うのである。

一報通的な面ではあるが、父母⇒地域父母会⇒市町村連協⇒都道府県連協⇒全国連協となり、また逆に全国連協⇒都道府県連協⇒市町村連協⇒地域父母会⇒父母へと小さな声が大いなる結果として、私達の子育てへの支援が繋がる構図が完成するのである。それぞれの子育てに対する考え方、持論もあるだろうが、多様化するニーズを大きな国へ伝えるルートは父母会に関することで得られるのである。

煩わしい、面倒だ、仕事が忙しい。と断る口実は簡単であるが、折角の学童保育と言う関りの中で間接的であれ、子育てに利用できる地域父母会があるのだ。それを利用し、共に楽しむ余裕を持ってもらいたものだ。このチャンスを活かせるのは現役父母だけである。ただ、このチャンスを最大限に活かすには市町村連協や都道府県連協などへの関りを持つことが重要ではあるが、まずは父母会への役員として、連絡協議会とのパイプを作ることも重要である点は認識してもらいたい。

私達は先ず、子どもの事を第一に考え、生活をし、生活の為に仕事をしている。このことは根底にある大前提であり、揺るがすことができない部分である。ただ、その様な生活の中であっても、ほんの数パーセントの余力で地域父母会への参加をし、生活の中で地域への繋がりを広めることが重要でもあり、その関りが地域での子育て支援となって、我が子へと繋がって行くことを理解して頂きたい。その手助けとして、この冊子が少しでも役立って貰えれば幸いである。



平成23年6月4日  
西宮市学童保育連絡協議会  
事務局 長 松縄 重雄



西宮市学童保育連絡協議会